

秋田県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
令和6年6月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	入道崎寒風山線	男鹿市脇本富永字寒風山62番1地先から 62番3地先まで	8.42～15.00	0.583
	新	入道崎寒風山線	男鹿市脇本富永字寒風山62番1地先から 62番3地先まで	13.00～41.11	0.583

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 令和6年6月28日（金）から同年7月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）